

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称		平成31年第2回定例会
開 催 日 時		平成31年2月19日(火) 午前 9時30分から 午前11時07分まで
開 催 場 所		福津市役所 本館2階庁議室
委 員 名		(1) 出席委員 柴田教育長、藤井委員、半澤委員、 青木委員、今村委員
所 管 課 職 員 職 氏 名		溝辺教育部長、増田教育総務課長、神山学校教育課長、八尋郷育推進課長、花田文化財課長、永松主幹兼指導主事、森指導主事兼教育指導係長、笹田総務企画係長、松本
会 議	議 題 (内 容)	・議案第4号福津市部活動指導員に関する規則を制定することについて ・議案第5号福津市教育指導員規則を改正することについて ・議案第6号福津市学力向上推進委員会規則等を廃止することについて ・議案第7号小規模校入学特別認可制度に伴う認定について ・報告 ・その他
	公開・非公開の別	☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	人事案件のため
	傍 聴 者 の 数	1人
	資 料 の 名 称	
会 議 録 の 作 成 方 針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
会 議 録 署 名 委 員		柴田教育長
		半澤委員
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 日程第1 開会の宣言

柴田教育長：それでは、開会前ではございますが、本日の会議には1名の方から傍聴の申し出がっております。教育委員会規則の第13条に人事に関する事件、その他については出席した教育委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないということになっております。本日は人事に関する報告も後であります、その前までの議事については差し支えないので、傍聴については許可しようと思っております。よろしいですか。

それでは、皆さんおはようございます。

教育委員構成委員5名中ただいまの出席委員は5名でございます。定足数に達しており、委員会は成立しましたので、平成31年第2回福津市教育委員会定例会を開会したいと思います。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

柴田教育長：それでは、直ちに会議を開きたいと思えます。本日の議事日程はお手元に配付しているとおりでございます。会議録署名委員の指名を行います。教育委員会規則第16条に基づき、会議録は、私、柴田と半澤委員で確認署名することといたします。

3 日程第3 議案第4号福津市部活動指導員に関する規則を制定することについて

柴田教育長：では、日程第3 議案第4号福津市部活動指導員に関する規則を制定することについて、これを議題といたします。

まずは事務局に提案理由を求めます。

神山学校教育課長よろしくお願いします。

神山課長：失礼します。おはようございます。

議案第4号福津市部活動指導員に関する規則を制定することについてを説明させていただきます。

今回提案をさせていただいております福津市部活動指導員に関する規則でございますが、これは平成31年度から中学校に部活動指導員を配置するための規則でございます。ただし、部活動指導員の配置に関する予算確保につきましては、3月の定例議会のほうにおいて可決承認をいただいた後ということになりますので、この規則につきましては、平成31年度予算の可決承認がいただけたら、指導員を直ちに配置をして運用を開始したいということで提案をさせていただいております。

初めに、この部活動指導員を配置することに至る経緯について

での御説明でございます。本日、お手元に「宗像地区学校部活動ガイドライン」を配付させていただいております。このガイドラインにつきましては、10月の教育委員会定例会で、ガイドラインの案ということで提案をしたものが確定いたしましたので配付をさせていただいているところです。学校教育活動の一環として行われている部活動につきましては、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒などの人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりと、その教育的意義が大きいものであります。スポーツや文化、及び芸術等に親しむことにより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を高めるといった好ましい人間関係の形成やコミュニケーション能力の育成に資するものであります。

また、中学生の時期に、生涯にわたりスポーツや芸術、文化等に親しむための基盤をつくることは、豊かな人生を送ることにつながるということが考えられます。

一方、学校教育等にかかわる課題は複雑化、多様化しており、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えてきている状況にあります。部活動においても、生徒や保護者の多様なニーズへの対応、生徒の健康、安全への配慮、指導力の向上、教職員の働き方改革を踏まえた対応など、これまでと同様の運営体制では活動の維持が難しくなっている状況にあります。このようなことから、国、スポーツ庁においては、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が、福岡県教育委員会においても平成30年12月に「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」が作成されたところでございます。

福津市におきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、本年度宗像市教育委員会と合同で国のガイドラインに則り、県指針を参考に「宗像地区学校部活動ガイドライン」を作成し、各中学校に配付、周知したところでございます。

今後はこのガイドラインに沿って、学校長においては各中学校の部活動に係る活動方針を作成していただきまして、適切な指導運営体制づくりを進めていただくことになります。教育委員会においても学校部活動の現状と課題を共有いたしまして、持続可能な運営体制が整えられるような具体の取り組みを進める必要があると考えております。

以上のようなことから、このガイドラインの2ページ、3ページのところには部活動の意義と部活動の現状と課題の整理をしております。

4ページでは、2のところで、指導運営に係る体制づくりを明記しております。その中で部活動指導員というところで、部活動顧問と部活動指導員の役割を明確にしながら、互いに連携

を図ることによってよりよい効果的な指導を行うことということを明記しております。福津市におきましては、これまで各部活動については学校の部活動顧問による指導が中心だったというように考えております。今後平成31年度から、この部活動指導員を配置することにより、互いの連携協力を図り、より効果的な指導を行うことにつなげていきたいというものでございます。

それでは議案のほうに戻っていただきたいと思います。2ページをお願いいたします。

今回、福津市部活動指導員に関する規則（案）ということで提案をさせていただいております。この規則についてです。

第1条の趣旨です。この規則は学校教育法施行規則第78条の2の部活動指導員の職務その他指導員に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条につきましては身分について明記をしております。指導員は非常勤の特別職となります。

第3条におきましては任命について書いております。指導員につきましては、当該校長からの内申のあった者のうちから、教育委員会が任命することにしております。2項につきましては、指導員を免職できる規定を定めております。

第4条です。職務について定めております。指導員は部活動の顧問として次に掲げる職務を行うということにしております。第3項におきまして、校長は指導員が顧問となる部活動については、指導員以外の顧問教師を指名しなければならないとしております。

第5条につきましては指導員の服務についてでございます。第2項におきまして、指導員は顧問教師と指導の内容や生徒の様子等についての情報を日常的に共有しながら十分に連携を図らなければならないこと。第3項におきましては指導員はその職務を行う上で必要な知識及び技術の習得に努めなければならないことを明記しております。

第6条につきましては任用期間です。任用期間につきましては、会計年度の4月1日から翌年の3月31日までの1年間となっております。

第7条につきましては勤務日、勤務時間等。

第8条につきましては報酬及び費用弁償等について。

第9条につきましては研修についてです。

第10条については公務災害補償等についてを明記をしております。

最後に11条で雑則、この規則に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は教育長が別に定めるとさせていただきます。

学校長からの内申あるいは活動の計画、報告書については教

育委員会のほうで別に運用要領を定めまして具体は実施をしていきたいと考えております。

提案内容につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

柴田教育長：ありがとうございます。部活動指導員に関する規則を制定することです。これに対する質問等はございませんか。

青木委員どうぞ。

青木委員：小学校には外部の方が結構来られているかと思うのですが、何か規定のようなものはございますか。

神山課長：今回は、中学校の部活動ということで考えております。小学校につきましては、また必要であれば今後検討していきたいと考えております。

柴田教育長：半澤委員どうぞ。

半澤委員：第6条の任用期間についてです。『2以上の会計年度にわたる任用期間とすることはできないものとする。』ということは、継続して雇用したい場合でも、毎年検討をし直すということでしょうか。

神山課長：そうです。会計年度についてということで、年度の途中からの任用であっても、その年度の3月31日までということです。毎年度申請をしていただくことになります。

半澤委員：わかりました。

柴田教育長：今村委員どうぞ。

今村委員：議会で可決されたら有効ということなのですが、予算はどのくらい取っているのでしょうか。

神山課長：これは県の補助金を活用し、それにあわせた任用にさせていただいております。本年度は各学校に1名ずつ配置し、指導員という形では3名しか配置できない状況です。従いまして、そのように予算の確保をお願いしているところでございます。また、時間についてです。1日につき約3時間が部活動ということで、年間で考えますと、時給の1,600円×3時間で、1日の単価が4,800円、これを35日分ということで予算の計上はさせていただいております。

これが最低限の県の補助金に合致する条件でございます。最高では、県の補助金が各学校に3名まで申請できる可能性があるのですが、本年度については、まず各学校1名ずつ配置をしていただくことから準備をして、来年、再来年度までの間に、各学校3名まで伸ばしていきたいと事務局としては考えております。これは予算の確保が伴うことでございますので、予定どおりに進めていけるかどうかは、まだ現状では確約できるものではございません。まずは県の補助金を活用しながら少しでも負担軽減や、その指導力の充実というところへつなげていきたいと考えております。

今村委員：分かりました。3名以上の希望がある場合はどうされますか。

神山課長：学校で調整していただくことになります。各学校のどの部活動にその指導員を配置するか、その指導の計画はどのようなものか、顧問の先生の配置の都合もあると思います。従いまして、各学校長のほうで決めていただいた方を内申していただいて、校長から推薦していただいた方を市の指導員として委嘱する形になるかと思います。

今村委員：3名でも今までなかったことですので、現場としては非常に助かると思います。しかし、既に外部の指導員がついている部活動はたくさんあると思うのですが、そのあたりはどのようになっていますか。

神山課長：現状では、市のほうから外部指導者に対する金銭的な支援といったものは、福津市の場合は全くない状況でございます。学校やそれぞれの部活動の運営の中で必要な人員を調整し、講師の方をお招きして指導強化をされているという実態であるというように承知しております。

今村委員：この3名に関しては、ガイドラインが適用されますけど、それ以外の方については適用されないということが、教員の過剰労働との関連を考えた場合、やはり気になります。

神山課長：そうですね。結局このガイドラインの中にも、4ページのところで、部活動顧問の先生と、部活動指導員と、外部の指導者の役割を明確にさせていただきながら、互いに連携を図るということを明記させていただきましたのは、そういったものが理由になります。学校にこのガイドラインをお示ししておりますので、これに沿った部活動の運営をしていただき、その管理監督を学校長にお願いするというようなところになっております。

柴田教育長：予算の上限があるので、難しいところがあります。まずはこれで動かしながら今後検討していくというようになると思います。

今村委員：過重労働の解消のために、部活がかなり重たいのは、私も33年間部活持ってきたのでわかります。あくまで過剰労働はやらないという視点で考えないと、ガイドラインを作成して、後はこの運営を学校長にお任せしますというだけでは、恐らくまた、なし崩しになると思います。部活の好きな先生もいっぱいいらっしゃいますので、やはり今後は教員の意識改革をしないと、恐らく過重労働なくならないと思います。

神山課長：貴重な御意見ありがとうございます。

青木委員：この間、教育委員研修で働き方改革についてお話を聞きました。『教師がやらなくていい仕事』というのが20項目ほど一覧表になっていました。例えば「掃除の指導」や「朝の挨拶運動」そして「部活動」これらが教師の仕事ではないということでした。しかし、それらは全て私が教員時代やってきたことです。文科省からはする必要がない仕事といわれていても、実際現場で、子供たちに挨拶しなさい、掃除しなさいと指導してい

る先生が、掃除もしない、挨拶にも立たないといった状況だと、保護者からクレームがたくさん上がってきて、人間関係としてうまくいかなくなると考えます。従いまして、そのような働き方改革というものを保護者にもしっかりと浸透させる必要があると思います。

柴田教育長：ありがとうございます。この部活動指導員の制度については、課題がたくさんあると思います。

今村委員：部活動の大会や練習試合の引率は、教師が必ず行う必要があるのですか。それとも、こういう指導員の引率があればいいのですか。

柴田教育長：この認定した指導員は引率可です。

今村委員：では、教師はそのときは行かなくてもいいということですか。

柴田教育長：基本的にはそうです。しかしそういうことは、現実的にはなかなか起こり得ないと思います。指導員として認定を受けていなくてもボランティアで来ている方がいらっしゃると思いますが、そういった方には引率の権限はありません。やはり教師が引率をおこなうといったものが、基本ではあると思います。

今村委員：実際、部活動の時間は3時間と書いてありますが、試合になると1日ですね。

柴田教育長：そうですね。だから、3時間以上行なうと、上限の4, 800円の報酬を支払うということになりますね。しかし、年間35日までしかありません。

神山課長：限られたものの中でどのように、指導員の活動の時間を設定するかというところになるかと思います。非常勤の特別職といっても、全部の時間のかかわっていただけるだけの費用を個々に確保するわけではないので、そのやりくりについては学校長の判断の中で、決めていただくことになると思います。足がかりとしては、まず補助金の活用をしながら、教育委員会としてもやれることをやっていきます。

柴田教育長：貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、この議案の第4号について採決をさせていただきます。現状のところで、原案のとおり承認することについて賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

ありがとうございました。全員賛成であります。したがって、議案第4号福津市部活動指導員に関する規則を制定することについては原案のとおり承認されました。

4 日程第4 議案第5号 福津市教育指導員規則を改正することについて

柴田教育長：それでは、日程第4 議案第5号福津市教育指導員規則を改正

することについてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

神山課長：失礼します。議案第5号です。福津市教育指導員規則を改正することについてでございます。提案の理由でございます。教育指導員を非常勤指導主事に今回名称を変更いたしまして、学校への指導、助言及び相談体制を強化するため、福津市非常勤指導主事の設置等に関する規則を制定し、現状の福津市教育指導員規則の全部を改正するというにさせていただきたいと考えております。

5ページをお願いいたします。

これが今回提案させていただきます福津市非常勤指導主事の設置等に関する規則（案）でございます。規則（案）につきましては、現状の福津市教育指導員規則の全部を改正するものでございます。添付資料といたしまして、7ページに現状の福津市教育指導員規則を添付させていただいております。

内容の説明の前に、教育指導員と指導主事の違いを説明させていただきます。指導主事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条におきまして、教育委員会の事務局に指導主事、事務職員、及び技術職員を置くほか、所要の職員を置くということになっております。市町村に置かれている教育委員会におきましても、県の教育委員会に準じまして、同じように指導主事その他の職員を置くということになっております。現状の、教育指導員につきましては、この中ではその他の職員という位置づけになるかと思えます。

第18条の中で、指導主事のことについて、法律の中で明記をされておりますので御紹介をいたします。第18条の第4項に指導主事は教育に関し執権を有し、かつ学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならないとなっております。現状、指導員として来ていただいております3名の教育指導員の方につきましては、教育現場を長年勤めあげられました経験、教員免許を持たれ、校長の経験をされており、十分にこの指導主事の要件を満たされてある方でございます。現状のお仕事につきましても、学校現場におきます指導助言等、十分にその役割を果たしていただいているところでございます。そのようなことから、勤務の体制について変わりはございませんけれども、今回教育委員会に配置をしているその他職員という身分ではなく、名称を指導主事にさせていただくことによって、対外的にも内部的にも活躍をしていただけることになると考えております。今回、活動内容を大きく変えていただくということではありませんが、名称の変更をさせていただきたいということで、全部改正する形にさせていただいております。

5ページの規則（案）につきまして説明をさせていただきます

す。第1条につきましては趣旨でございます。この規則を設置する目的でございます。

第2条につきましては身分でございます。身分につきましてはこれまでと同様、非常勤の特別職でございます。

第3条につきましては定数です。定数につきましては今回4人以内と明記をさせていただいております。現状の指導員につきましては3名でございますけれども、今後、教育委員会といたしましては、1名の増員をしていきたいと考えております。特に特別支援教育に関する担当をしていただける非常勤の指導主事を1名増員といった所を目指していきたいところでございますので、今回の規則の制定にあわせまして、人数は4人以内と提案をしております。

第4条職務です。職務につきましては、7ページにつけております現状の指導員の規則の第2条の中に整理をしておりますけれども、それを拾い上げて、さらに職務の内容をより具体的に加えさせていただいております。加えさせていただいている部分につきましては、同4条の第5号のいじめ防止対策及び不登校対策に関することや、第7号のコミュニティ・スクールの推進に関する事、第8号の就学相談及び発達相談に関する事等がございます。

第5条です。任命についてです。先ほどの法律の第18条第4項の規定に準じまして、指導主事は教育に関し識見を有し、かつ学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項について教養及び経験を身につけている者のうちから教育委員会が任命するということにしております。

第6条につきましては任期です。現状と同じで、年度末までの任期となっております。

第7条については勤務。

第8条につきましては服務等。

第9条につきましては研修。

第10条につきましては報酬。

第11条につきましては公務災害補償等について明記をしております。これは現状の身分等と変わっているものではございません。

最後に附則です。この規則は平成31年4月1日から施行するということで、4月1日から非常勤指導主事ということで、指導主事としての御活躍を期待するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

柴田教育長：ありがとうございました。議案第5号でございます。現状の教育指導員制度を非常勤指導主事制度に改めさせていただくということで、人員等の幅を少し広げて、それから、業務内容についても明確化すると同時に、一步踏み込んだ指導にかかわっていただくと。そういうことをすることによって、各学校の教育

活動の質の向上を狙いとしております。

これに関して何か質問等ございますか。青木委員どうぞ。

青木委員：名称の問題についてです。指導主事の先生と今回の非常勤の指導主事の先生は呼び方としては違いをつけるのでしょうか。訪ねて来られた時にわざわざ非常勤の指導主事の先生とは呼ばれないかと思いますので。

神山課長：名称に関しては、指導主事という言葉で統一されるかと思えます。ただ、外から見たときに非常勤の方なのか、正規の職員の指導主事なのかがわからないというところはあるかと思えます。教育長どうでしょうか。

柴田教育長：指導主事という言葉で良いと思います。

半澤委員どうぞ。

半澤委員：お伺いしてもよろしいですか。現状3名の教育指導員の方がいらっしゃるとお聞きしたのですが、その方たちは、中学校の校区ごとに一人一人配置されているということなののでしょうか。そして、普通はどこにいらっしゃる方なののでしょうか。また、1人増員することを想定されているということですが、それは人数の多い校区に1人足したいということなののでしょうか。

神山課長：現状3名の方が指導員として所属されています。業務の分担につきましては、教育相談を中学校区ごとに役割分担をさせていただいております。それ以外の部分につきまして、主にいじめ防止対策、不登校対応をおこなっていただく指導員の先生、コミュニティ・スクールの推進に関することを主としてやっていただく先生、特別支援教育や保幼小の連携対応をしていただく先生というところで、現在課題が多い部分について、特に分担を明確にさせていただいております。今後増やしていきたいと申し上げた分につきましては、最後の保幼小の連携のことや、特別支援教育の分野です。その分野については担当の学務系のほうの就学相談の業務等も毎年毎年数が増えている状況にございますので、学校との連携が非常に煩雑になっております。その部分を強化、対応していただける指導主事の先生をもう一人増やさせていただけると、学校との連携や、学校の中にいらっしゃる特別支援コーディネーターの先生との連携、保護者の対応のことである学校からの相談等、そのようなところのニーズに応えていけるのではないかと考えております。今後平成31年度、32年度以降になるかとは思いますが、現状を踏まえ対応の組織の充実というところでは、指導主事を増員させていただければと考えております。こういったところは学校教育課の考え方でございますけれども、そのようなことで、今回は4名以内という表現にさせていただきました。

勤務場所については、学校教育課の中に席を置いていただいております。日ごろの業務と学校支援をしていただいている状況でございます。

半澤委員：ありがとうございました。

今村委員：場所は教育委員会でお仕事をされるとお聞きしたのですが、実際に外に出かけ、学校等に行かれることはどれぐらいありますか。実際に学校に行かないとわからない部分もあると思います。学校のほうから相談に来られるのか、それとも、教育委員会側から行かれるのか、そのあたりはどのような形になっていますか。

神山課長：双方であると思います。こちらの指導員の先生方が学校のほうに出向かれることもありますし、学校からの御相談に応じて、対応をされることもあります。特に学校教育課の中に置いております教育相談電話を取られることが多いかと思います。そのような対応につきましては、学校のほうに指導員の先生が出向かれて管理職の先生とお話をされ、状況把握等を行い、支援をされている状況でございます。従いまして、教育委員会の事務局で事務を行うことよりは、学校に行き、様子を見られたり、先生方と対応についてのお話をされたりするほうが多いのではないかなと思います。

それから、相談電話についてです。3名それぞれに受け持ちの中学校区がございますが、非常勤の体制でありますので、勤務をされない日がございます。そのときは、担当の校区に関わらず、その日いらっしゃる先生がしっかりと対応をしていただくような体制づくりにしております。継続した支援が必要な部分についてはしっかりと引き継ぎをしていただいて、対応をしている状況です。

今村委員：ありがとうございました。

柴田教育長：福津市は生徒数が増えております。ですから、それに見合う教育課題も当然増え、それに対応する人もやはり必要になってくるということで、少人数教育指導員を4人増やしました。また、教育指導員を指導主事という立場に置かせて、幅広く奥深く教育課題に食い込めるようにしようということです。これも予算が伴うことですから、今度の3月議会で承認をしていただけるかどうかというところにはなります。教育指導員というのは、どうしても出てきた教育課題に対応するというもので、いわゆる受け身体制になっているというのがありました。指導主事になると今度は予防に向けて一歩踏み込んだ対応ができます。学校に入って行き、授業のあり方や、教育活動の見直し、生徒指導のやり方等そのようなことに少し踏み込んで指導ができます。そういう立場の人を教育委員会で置いて、学校の教育活動を支援していくというような意図です。

青木委員：大体、週何日ぐらい出勤しているのですか。

神山課長：週に29時間以内ですので、4日ぐらいです。

柴田教育長：これは福津市の非常勤職員の給与規定で定められています。それで納得していただける方に来ていただいています。休日は重

ならないように、誰かがいるようにしています。校区割は福間中校区、福間東中校区、津屋崎中校区となっていますが、それはあくまでも基本であり、教育課題においては横断で対応するようにしております。指導主事という名称にすることで、例えば、県が実施する研修会等にも参加させることができます。非常勤指導主事の先生も業務をしていただきながら最新の教育情報を得るような機会をつくれるメリットもあると考えております。

他にも要望はあるのですが、全てお金がかかることですので、そこは市の財政当局と相談を行いながらということになっております。

それでは、議案第5号 福津市教育指導員規則を改正することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成でございます。

5 日程第5 議案第6号福津市学力向上推進委員会規則等を廃止することについて

柴田教育長：それでは、日程の第5 議案の第6号福津市学力向上推進委員会規則等を廃止することについてを議案にしたいと思います。

神山学校教育課長、お願いします。

神山課長：失礼します。議案第6号です。福津市学力向上推進委員会規則等を廃止することについて、御提案でございます。

今回の提案につきましては、福津市古墳公園建設推進協議会規則、福津市学力向上推進委員会規則、福津市幼児教育推進協議会規則、及び福津市コミュニティ・スクール推進コーディネーター規則を、その任務が終了したことにより、廃止をさせていただきたいというのが提案理由でございます。現状の規則等を整理させていただいた中で、もう既にその役割を終了しているということが判断をされたものについて、廃止の手続をさせていただきたいというものでございます。

古墳公園建設推進協議会につきましては、文化財課長から説明をいただきたいと思います。私のほうからは学力向上推進委員会規則と幼児教育推進協議会規則、それから、コミュニティ・スクール推進コーディネーター規則について、御説明をさせていただきたいと思っております。

まずは学力向上推進委員会規則でございます。この学力向上推進委員会規則につきましては、13ページに添付をしております。平成18年4月に設置をされたものでございます。所掌事務につきましては、第2条の中に掲げているような調査研究及び協議をする機関として設置をされていたと考えられます。現状といたしましては、学力向上に関する部分につきまして

は、市のほうの教頭会を中心とした学力向上スタンダードをもとに各学校で学力向上の推進の取り組みのほうにつながっておりますので、（１）、（２）、（３）の役割については個々充実強化をされていると判断をされると思います。それから、（４）、（５）に掲げております２学期制の推進に関する部分につきましては、もう既に終わっていると考えられます。この推進委員会について、現状では設置の必要性がないということで、設置しておりませんので、この規則についても役割を達成したものとして、必要性がないというように判断をさせていただいております。

それから、幼児教育推進協議会でございます。１５ページのほうに平成１９年４月に制定いたしました推進協議会規則を載せさせていただいております。その役割につきましては、第２条のほうに掲げております。『協議会は福津市教育委員会の諮問に応じ、福津市幼児教育の推進についての基本的事項、その他重要な事項について調査及び協議する』というような形になっております。平成１９年に設置をされたときの目的が、市全体の幼児教育の基本の方針を定めるための協議会として設置をしたいといったものであったと考えられます。第１回目の会議を平成１９年８月にされております。それから、１０回の会議をされまして、平成２０年１２月に、その協議会のまとめ、提言書ということで福津市の幼児教育基本方針に関する素案を提出されております。そこで、役割が一応終了しております。その基本方針の素案、つまり提言書に則った市の幼児教育の基本的なあり方につきましては、その後、平成２２年３月に策定した、平成２８年度までの計画である、福津市教育総合計画に反映をされてあるという認識をしております。その後、具体的な取り組みといたしましては、保幼小の連携の取り組みや、公立幼稚園・私立幼稚園・公立保育所・私立保育所の連携強化の取り組みについては、具体的に連携協議会等を実務のレベルの中で、その教育総合計画に則りまして行っている状況にあります。これについても、この推進協議会については当初の役割を果たされたものと考えております。ただし、この推進協議会につきましては、市の附属機関設置条例の中にも明記をさせていただいておりますので、今回のこの廃止の件につきましては、定例議会のほうに廃止の議案の提出をさせていただくことになっております。この規則の廃止日につきましても、その条例の施行公布日にあわせまして、廃止をさせていただければと考えております。

最後に、福津市コミュニティ・スクール推進コーディネーター規則でございます。１７ページに福津市コミュニティ・スクール推進コーディネーター規則が載っております。平成２２年１月に制定をさせていただいたコミュニティ・スクール推進

コーディネーター規則でございます。このコミュニティ・スクール推進コーディネーターの職務につきましては、第2条に『コーディネーターは、コミュニティ・スクールの推進に関し、次に掲げる事項について連絡調整、相談及び指導助言を行うものとする』とあります。定数1名の配置を平成22年度からされていましたが、現状ではもうこの方がいらっしゃいません。

福津市におけるコミュニティ・スクールの導入推進計画において、平成19年度から段階的に試行錯誤という形で、平成22年度に福津市小学校が全ての小学校でコミュニティ・スクールが実施になりました。平成23年度からが中学校も含めて全校がコミュニティ・スクールを実施となっております。そのような段階の中において、コミュニティ・スクールを進めていくためのコーディネーターが必要であったと想定されまして、定数1名の方がコミュニティ・スクール推進コーディネーターということで配置をされていたものと考えます。現状におきましては、このような役割の方はもう既におりませんし、各学校の学校運営協議会の組織の中でコミュニティ・スクールの推進については取り組みを進めていただいている状況にあります。今年4月からは地域学校協働活動推進委員（地域コーディネーター）という方を新たに配置して、地域と学校とをつなぐ役割を充実強化していくということで、コミュニティ・スクールにかかわる部分については、そちらのほうにシフトしております。この現状に鑑み、この規則も廃止をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

柴田教育長：ありがとうございます。では花田文化財課長お願いします。

花田課長：文化財課の花田です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、福津市古墳公園建設推進協議会規則の廃止についての理由を説明させていただきます。

資料は11ページです。これは平成17年7月に設置された協議会でございます。当時は津屋崎古墳群の史跡指定や、その年の公有化の事業を始めたところでございます。該当する土地が区有地であったり、地域の方々の土地が多かったといったところから、事業を円滑に進めるために、12名の自治会長さんに委員として協力をしていただきました。そのような方々の協力を得ながら事業を進めていく必要がありましたので、この協議会を設置させていただいたところでございます。現在に至りましては、おかげさまをもちまして、史跡指定につきまして、約96%の指定率でございますが、ほぼ指定が終わりました。古墳公園の建設促進に関する事項についてです。この部分の内容については、津屋崎古墳群整備指導委員会というのがございますが、そちらのほうに完全に移行したことから、この古墳公

園建設推進協議会の任務が完了したと考えられ、今回廃止の手続をさせていただきたいということで、提出しているものでございます。なお、今後につきましても当然、津屋崎古墳群、特に世界遺産となりました新原・奴山古墳群の公開活用につきましては、地域の方々との連携が必要だと考えておりますので、そういった場合には郷づくりや、地域の方々にお話をし、協力的な連携をしていって、公開活用に努めていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

柴田教育長：ありがとうございます。規則等について廃止をするということです。何か質問はございますか。よろしいですか。

それでは、議題のとおり承認をされる方には挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

6 日程第6 小規模校入学特別認可制度に伴う認定について

柴田教育長：では、日程の第6 議案の第7号小規模校入学特別認可制度に伴う認定についてです。

神山学校教育課長、説明をお願いします。

神山課長：失礼します。議案の第7号です。小規模校入学特別認可制度に伴う認定についてでございます。

提案理由です。小規模校特別認可制度に伴う入学及び転入学申請が関係保護者から提出されたことに伴いまして、福津市勝浦小学校入学特別認可制度実施要項第7条の規定に基づき認定を行う必要が生じたものでございます。

20ページをお願いいたします。

今回承認をいただく児童を載せさせていただいております。外国からの転入児でございますが、平成31年2月12日に本来就学すべき学校は福間南小学校となっております。保護者の希望によりまして、福間南小学校ではなく少人数の学校に転入学をさせたいということでございまして、お願いをするものでございます。今回の申請で、3年生の学年の児童の数が17名となります。転入に伴う対応でございますので、追加の認定ということでよろしくお願ひしたいと思っております。

加えまして平成31年4月1日からの部分でございます。先ほどご紹介しました1名の方をあわせまして、それぞれ新1年生と新4年生に1名ずつ、合計2名の方を新たに追加させていただきます。前回の教育委員会で4月1日からの申請者につきましては既に承認いただいております、その方々に2名を追加させていただくということになります。今回の追加に伴いまして平成31年度からは、新1年生は合計12名、新4年生は合計19

名の児童数というようになります。

以上です。よろしくお願いいたします。

柴田教育長：ありがとうございました。勝浦小学校に転入生が入りますということです。承認いただけます方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成でありますので、議案第7号は承認されました。

7 日程第7 報告事項

柴田教育長：それでは、日程の第7 報告事項でございます。教育長の動静報告については、資料をもって報告にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続いて諸報告ということで、管内教育長会の報告を森指導主事のほうからお願いします。

森指導主事：1点連絡をさせていただきます。

24ページ、25ページでございます。

先日の管内教育長会におきまして、県教育委員会が2月1日付で県立特別支援学校の設置計画が決定されましたので報告をしたいと思います。

25ページをごらんください。県立特別支援学校の配置図でございます。この中で太枠になっているところが今回新設の学校という形になります。一つは糸島地区でございますが、糸島特別支援学校です。知的障害、肢体不自由児の幼児学級が2024年開校予定になっております。続いて、古賀特別支援学校の教室不足の対応として、宗像市の福岡教育大学の敷地内に宗像特別支援学校、知的障害の学級を40学級程度、2025年開校予定になっております。もう一つが、太宰府特別支援学校の教室不足に対応する新設校といたしまして、県立早良高校敷地内に、早良特別支援学校、知的障害の学級を40学級程度、2025年開校予定になっております。決定されたということになっておりますので、お知らせをしておきます。

私からは以上です。

柴田教育長：特別支援学校の新設についての決定事項でございます。

この宗像地区にも宗像特別支援学校が教育大の敷地内に知的障害の特別支援学校が設置されるということです。

それでは次に、教職員の分限処分についてでございます。この案件については人事案件ですので、本日傍聴の方がお見えですが、非公開にするということで退室をおねがいします。

《人事案件の為、非公開》

8 日程第8 その他

柴田教育長：それでは、今後のスケジュールについて、笹田総務企画係長からお願いします。

笹田係長：失礼します。

26ページに今後のスケジュールを載せております。

教育委員の皆様にかかわる分を御案内いたします。

2月21日（木）宗像地区教育実践研究表彰式、教育研究所員研究発表会が福岡教育大学でございます。

2月24日（日）コミュニティ・フェスタ、中央公民館で9時半から行われます。

3月2日（土）神興東小学校の受賞祝賀会、ぶどうの樹で予定されております。

3月8日（金）市立中学校の卒業式、各中学校になります。

3月15日（金）市立小学校卒業式、各小学校です。

3月19日（火）市立神興幼稚園卒園式、神興幼稚園でございます。午後に教育支援センター「ひだまり」の終了式が予定されております。

3月22日（金）午後3時半より、本館2階の中会議室において定例教育委員会を予定しております。

3月29日（金）11時から市立図書館の2階の研修室で、教職員の離任式となっております。

4月1日（月）教職員の赴任式、市立図書館2階研修室で3時から予定しております。

以上です。

柴田教育長：今後の教育委員会スケジュールでございます。

9 日程第9 閉会の宣言

柴田教育長：以上で本日予定されていた議事日程は全て終了しました。

これで平成31年第2回福津市教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。